

平成28年 3月14日

お 知 ら せ

件名	「河川協力団体」を新たに3団体指定 ～総勢22団体が河川の維持、河川環境の保全等の活動を実施します～
----	---

お知らせ内容

北海道開発局では、河川協力団体制度※による「河川協力団体」の本年度の募集を行っていましたが、この度、下記の3団体から応募いただき、申請資格などの審査を行った結果、3団体全てを、平成28年3月11日付けで河川協力団体として指定しました。

これにより、既に指定されている19団体と合わせて、総勢22団体が河川の維持、河川環境の保全等の活動を実施することとなります。

記

【今回新たに指定した3団体】

- ・ネイチャー研究会 in むかわ（むかわ町）
- ・十勝川中流部市民協働会議（帯広市）
- ・特定非営利活動法人 帯広NPO28サポートセンター（帯広市）

活動を行う区間は別紙のとおり

※河川協力団体制度は、河川法の一部改正（平成25年6月）により創設され、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体が、河川管理者から「河川協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を受けることができます。

河川協力団体制度の詳細、指定状況等は、北海道開発局のHP

「河川協力団体制度について」

(http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kasen/kyoryoku/index.html) に

掲載しています。

問合せ先	所 属	役 職 名	氏 名	代表電話
	北海道開発局 建設部 河川計画課	課長補佐	大東 淳一	011-709-2311 (内線5294)
	北海道開発局 建設部 河川計画課	調査係長	川岸 秀敏	011-709-2311 (内線5318)

河川協力団体の指定内容（今回の指定）

指定番号 国（北海道開発局）第20号

- ・法人等の名称
ネイチャー研究会 in むかわ
- ・住所、事務所の所在地
北海道勇払郡むかわ町福住3丁目144
- ・業務を行う河川の区間
鷓川水鷓川 河口付近（KP0.0）から鷓川鉄道橋付近（KP2.0）

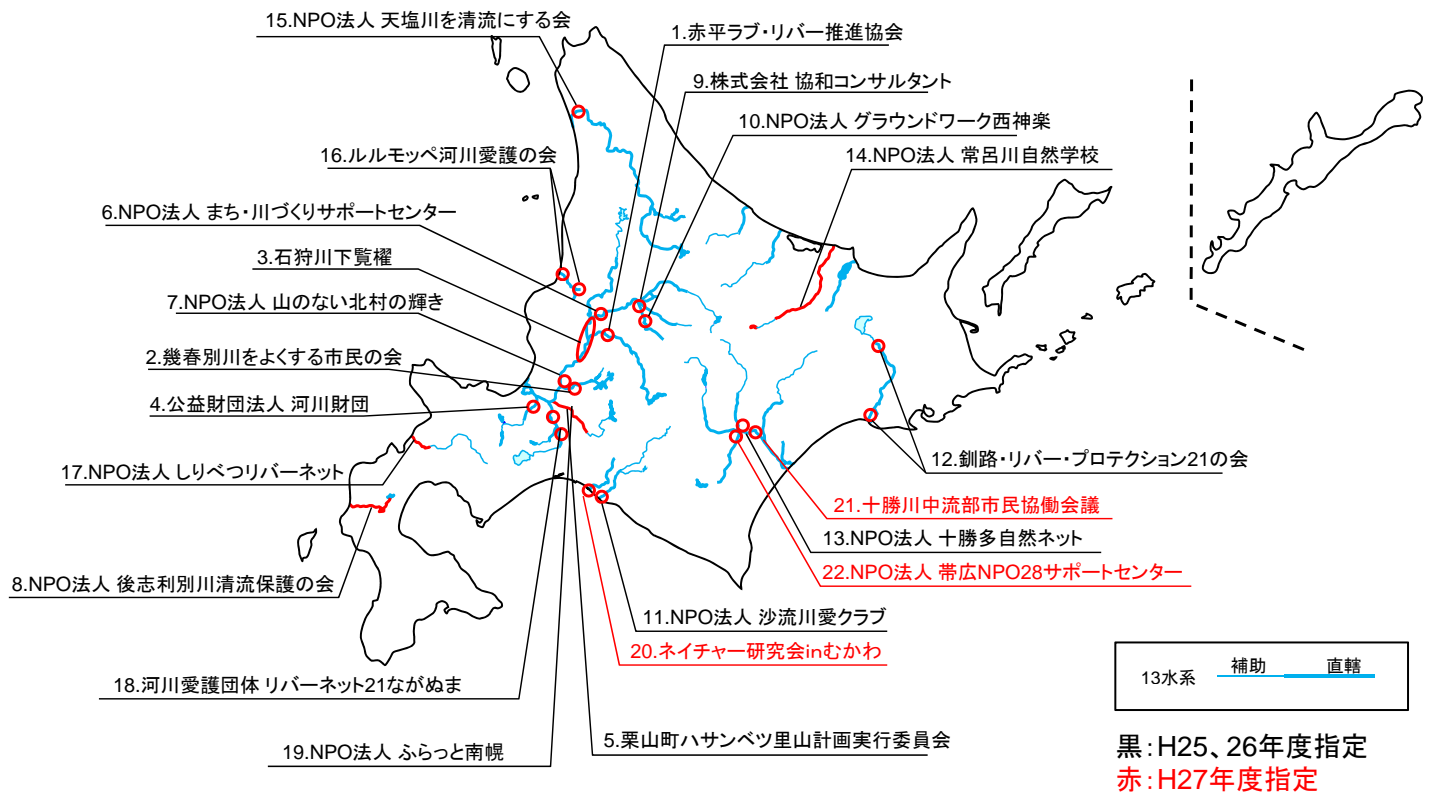
指定番号 国（北海道開発局）第21号

- ・法人等の名称
十勝川中流部市民協働会議
- ・住所、事務所の所在地
北海道帯広市稲田町西2線11番地 帯広畜産大学内
- ・業務を行う河川の区間
十勝川水系十勝川 千代田新水路付近（KP42.0）から
すずらん大橋付近（KP58.0）

指定番号 国（北海道開発局）第22号

- ・法人等の名称
特定非営利活動法人 帯広NPO28サポートセンター
- ・住所、事務所の所在地
北海道帯広市西1条南28丁目4番地
- ・業務を行う河川の区間
十勝川水系札内川 帯広川合流点付近（KP2.8）から札内橋付近（KP4.0）
十勝川水系帯広川 札内川合流点付近（KP0.0）から鎮（しずめ）橋付近（KP2.5）

河川協力団体の指定状況



河川協力団体の活動状況(事例紹介)



十勝川: 河川清掃



幾春別川: 樹木剪定作業



夕張川: 自然体験学習



釧路川: 稚魚放流

河川協力団体

水防法及び河川法の一部改正

平成25年6月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

「河川協力団体」制度とは？

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の主な活動

①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料 の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及 及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川協力団体に指定されると？

◆法律上に規定されている河川協力団体として指定されることとなります。

◆許可の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可※等について、河川管理者との協議をもって足りることとなります。

※・工事等の実施の承認（河川法第20条）

・土地の占用の許可（河川法第24条）

・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）

・工作物の新設等の許可（河川法第26条第1項）

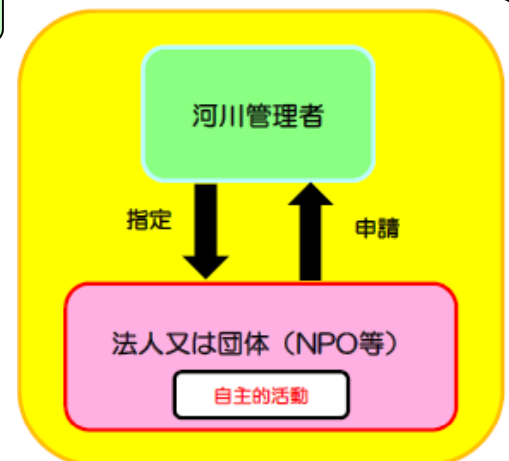
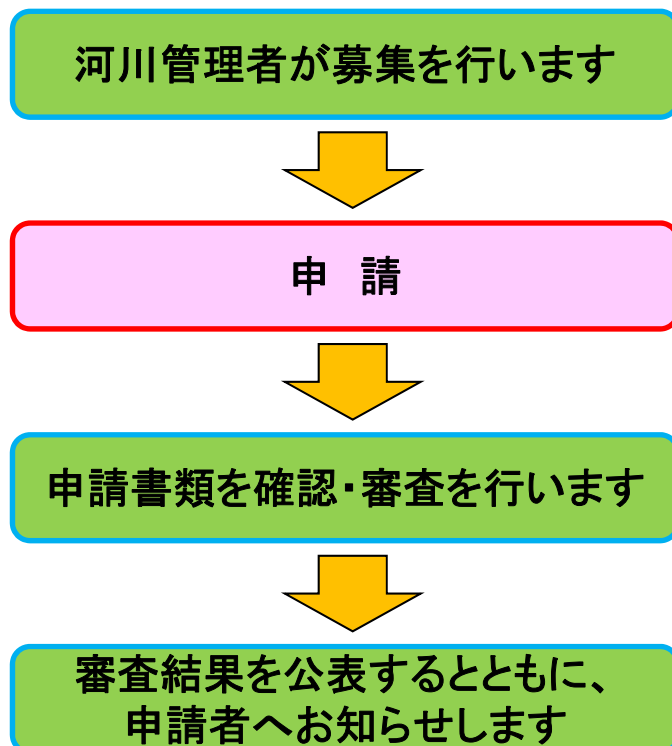
・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）

・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る））

◆当該活動に関して、必要となる情報の提供等を河川管理者から受けられます。

◆河川管理者が必要と認める場合、河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

河川協力団体の指定までの主な流れ



【主な審査内容】

1. 申請の資格について
2. 活動の実績について
(継続性、公共性、活動姿勢)
3. 活動の実施計画審査
(実効性、貢献度、協調性)

河川管理区間と担当する開発建設部

河川協力団体の募集等は、北海道開発局が管理する河川管理区間ごと（本川及び支川）に、開発建設部が担当しています。

河川管理区間	開発建設部	ホームページURL	問合せ先・電話番号
石狩川下流等※1	札幌開発建設部	http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/	河川計画課 011-611-0329
石狩川上流等※1	旭川開発建設部	http://www.as.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0166-32-4245
後志利別川	函館開発建設部	http://www.hk.hkd.mlit.go.jp/	工務課 0138-42-7604
尻別川	小樽開発建設部	http://www.ot.hkd.mlit.go.jp/	工務課 0134-23-5195
天塩川上流等※2	旭川開発建設部	http://www.as.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0166-32-4245
天塩川下流等※2	留萌開発建設部	http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0164-43-5515
鷓川	室蘭開発建設部	http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0143-25-7045
沙流川	室蘭開発建設部	http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0143-25-7045
釧路川	釧路開発建設部	http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0154-24-7250
十勝川	帯広開発建設部	http://www.ob.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0155-24-4105
網走川	網走開発建設部	http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0152-44-6445
湧別川	網走開発建設部	http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0152-44-6445
渚滑川	網走開発建設部	http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0152-44-6445
常呂川	網走開発建設部	http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0152-44-6445
留萌川	留萌開発建設部	http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0164-43-5515

※1 石狩川の上下流の境：神居古潭付近（石狩川KP137付近）

※2 天塩川の上下流の境：天塩町と幌延町の市町村界（天塩川KP46.8付近）